

件名	亀山市国民宿舎関ロヅジ条例を廃止する条例	市民文化部 関支所 観光振興室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>国民宿舎関ロヅジは、市民及び旅行者の保養及び健康の増進に寄与し、併せて観光事業の発展に資するため、昭和42年に設置されました。</p> <p>しかしながら、近年は、市内への多数のビジネスホテルの立地、民間による事業活動、他の公共施設の整備等により、その公的な役割は小さくなっています。また、今後、国民宿舎関ロヅジの運営を継続的に行っていくためには、赤字収支に対する補てん、施設の老朽化に対する設備更新費等に多額の公費の投入が必要となることを見込まれます。</p> <p>これらのことから、国民宿舎関ロヅジの在り方を検討したところ、運営を継続しないものとする方針と決定したため、本条例を廃止するものです。</p> <p>2 廃止内容</p> <p>本条例を廃止します。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

亀山市国民宿舎関ロジ条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 47 号

亀山市国民宿舎関ロジ条例を廃止する条例

亀山市国民宿舎関ロジ条例（平成 24 年亀山市条例第 23 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。